

**ビルメンテナンス業における
パートナーシップ構築宣言
記載要領**

パートナーシップ構築宣言のひな形

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○サプライチェーン全体で情報共有を行うことにより、業務効率化を図ります。

p. 2

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

（記載例）

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

（記載例）

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

（記載例）

下請事業者が有するノウハウや提案内容について、適切に取り扱います。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

（記載例 1）

下請事業者に対して途中解約や減額要請などを行う際には、最低 3ヶ月前までに申し入れるよう配慮します。

（記載例 2）

短期間における経済情勢の急激な変化により親事業者が影響を受ける場合であっても、その影響は極力親事業者自身が吸収し、下請事業者に不当に転嫁しないように努めます。

（記載例 3）

災害時等においては、親事業者は下請事業者に取引上一方的な負担を押しつけることがないように十分配慮します。

p. 3

3. その他（任意記載）

（記載例 1）

下請事業者の要請に応じ、下請け事業者の従業員の研修の受入れなどの協力を行います。

（記載例 2）

下請事業者が取引条件に不満がある際に申し出をしやすい環境の整備に努めます。

（記載例 3）

発注に際しては、下請事業者に対して示す仕様書等の内容を明確にします。

p. 4

○年○月○日

（株）〇〇ビルメンテナンス
企業名

代表取締役社長 〇〇 〇〇
役職・氏名（代表権を有する者）

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

【定型部分】

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○サプライチェーン全体で情報共有を行うことにより、業務効率化を図ります。

記載上の注意

・【定型部分】及び（個別項目）ともに、**原則そのまま引用し、記載してください。**

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

【個別記載部分】

① 価格決定方法

（記載例）

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

（記載例）

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

（記載例）

下請事業者が有するノウハウや提案内容について、適切に取り扱います。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

（記載例 1）

下請事業者に対して途中解約や減額要請などを行う際には、最低 3 ヶ月前までに申し入れるよう配慮します。

（記載例 2）

短期間における経済情勢の急激な変化により親事業者が影響を受ける場合であっても、その影響は極力親事業者自身が吸収し、下請事業者に不当に転嫁しないように努めます。

（記載例 3）

災害時等においては、親事業者は下請事業者に取引上一方的な負担を押しつけることがないよう十分配慮します。

記載上の注意

【定型部分】

・定型部分については、**原則そのまま引用し、記載してください。**

【個別記載部分】

・①～④のタイトル（「価格決定方法」等）は、**そのまま記載してください。**

・①～④のタイトルの下の文章については、記載例を参考に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の趣旨を踏まえた上で、各社で適宜修正していただいて構いません。また「**（記載例）」という記載は削除してください。**

<振興基準>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>

3. その他（任意記載）

【任意記載部分】

3. その他（任意記載）

（記載例 1）

下請事業者の要請に応じ、下請け事業者の従業員の研修の受入れなどの協力を行います。

（記載例 2）

下請事業者が取引条件に不満がある際に申し出をしやすい環境の整備に努めます。

（記載例 3）

発注に際しては、下請事業者に対して示す仕様書等の内容を明確にします。

【個別記載部分】

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

記載上の注意

【任意記載部分】

・記載例を参考に、各社で取り組む独自の取組を記載してください。※「任意」ですので、記載がなくてもかまいません。その場合は「3. その他」の記載を削除してください。

【個別記載部分】

- ・日付、企業名、役職、代表者氏名を記載ください。
- ・自署欄は手書きでなくてもかまいません。
- ・押印は不要です。

提出の流れ

以下のURLからご提出ください。

提出先

公益財団法人中小企業振興機関協会
URL:<http://www.biz-partnership.jp>
登録するファイルの形式：PDF形式



掲載に当たっての注意事項

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・厚生労働大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

「宣言」を作成すれば

- ・「宣言」企業は、以下のロゴマークを使うことができます。名刺に記載する等により、取組をPRできます。
- ・「宣言」企業に対して、一部の補助金の優先採択を検討しています。



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

ロゴの使用は「宣言」をした企業のみになります。

印刷物用のイラストレーター形式、Webページ用のPNG形式を用意しております。

ダウンロード手順

- ① 「宣言」を登録します。
- ② 「宣言」を登録した企業に「URL、ID、パスワード」が記載されたメールをお送りします。
- ③ メールに記載されたURLにIDとパスワードを入力して、ロゴをダウンロードしてください。